

令和3年度
事業計画書
~~(案)~~

令和3年3月

社会福祉法人川根本町社会福祉協議会

目 次

- | | |
|----------------------------|-------|
| ◆基本目標1「共に支え合う地域づくり」 | P1~P2 |
| 【基本施策1】地域福祉に関する意識の醸成 | |
| 【基本施策2】地域で支え合う体制の構築 | |
| 【基本施策3】地域支える担い手づくり | |
| ◆基本目標2「福祉サービスを利用しやすい環境づくり」 | P3~P4 |
| 【基本施策4】福祉サービスの充実 | |
| 【基本施策5】福祉サービスの利用促進 | |
| ◆基本目標3「生活を支える基盤づくり」 | P4~P5 |
| 【基本施策6】安心して暮らせる環境の整備 | |
| 【基本施策7】生活しやすい環境の整備 | |
| ◆基本目標4「福祉サービスの充実」 | P5~P8 |
| 【基本施策8】介護保険サービスの充実 | |
| 【基本施策9】障がい福祉サービスの充実 | |
| 【基本施策10】介護予防サービスの充実 | |
| ◆基本目標5「基盤保持と基盤強化への取り組み」 | P8~P9 |
| 1 社協事業の基盤保持 | |
| (1) 自主財源の確保 | |
| (2) 拠点施設の管理 | |
| (3) 運営の適正化 | |
| 2 社協事業の基盤強化 | |
| (1) 町、社協の連携基盤の整備と強化 | |
| (2) 地域福祉の担い手やボランティア団体との連携 | |
| (3) 地域貢献を行う企業・団体との連携強化 | |

令和3年度 社会福祉法人川根本町社会福祉協議会事業計画

ぬくもりとふれあい～だれもが健やかに暮らせるまちをつくろう～

川根本町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として住民のだれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民、関係機関、団体との一層の連携のもと、福祉サービスの質の向上と住民主体の福祉のまちづくりを推進していきます。

基本目標1「共に支え合う地域づくり」

【基本施策1】地域福祉に関する意識の醸成

広報・啓発活動の充実や学校や地域における福祉教育の充実などを通じて、地域福祉に関する意識の醸成に努めます。

1 広報・啓発活動の充実

ホームページや Facebook、広報紙等のさまざまな広報媒体を通じた地域福祉に関する広報・啓発活動を推進します。

地域福祉事業に関する情報提供

- ア 広報紙「かわねほんちょう社協だより」の発行（年4回）
- イ 公式ホームページ、Facebook ページの運用

2 地域福祉教育の充実

学校や地域における福祉教育を推進します。

(1) 地域福祉に関する啓発活動

- ア 社協職員による出前講座の開催（年40回）
- イ 町内の学校教職員、施設職員等との情報共有を目的とした地域福祉教育推進連絡会の開催（年2回）
- ウ 地域へのレクリエーション備品の貸出

(2) 学校における福祉教育の推進

- ア 中学生を対象とした福祉体験学習事業の実施（年2回）
- イ 地域住民を対象とした認知症サポーター養成研修事業の実施（年2回）
- ウ 中学生、高校生による夏休みボランティア体験事業の実施

【基本施策2】地域で支え合う体制の構築

交流機会の創出やボランティア活動の啓発と人材育成を通じて、地域で支え合う体制構築を進めます。

1 交流機会の創出と充実

世代や障がいの有無に関らず、さまざまな人と交流することができるイベントを推進します。
イベントを通じた意識啓発と交流活動の充実

- ア 地域交流事業「ふれあい広場」の実施（年1回）
- イ 地域行事（産業文化祭、ふるさと祭り）への参加（年2回）
- ウ 児童、障がい者と民生委員児童委員との交流事業の実施（年2回）
- エ 子育て世代、地域住民を対象とした福祉講座の開催（年2回）
- オ 障がい者団体交流事業費助成事業の実施（年1回）

2 地域における見守り体制の整備

だれもが住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、高齢者や障がいのある人等、孤立する心配がある人たちが気軽に集えるサロン活動を推進します。

顔の分かる関係づくり、地域づくりの推進

- ア ふれあいいきいきサロン、居場所づくり活動への支援（運営相談、事務補助等）
- イ ふれあいいきいきサロン・居場所づくり活動事業費助成事業の実施（年2回）

【基本施策3】地域を支える担い手づくり

ボランティア活動の推進から育成、関係団体等との連携・支援等を通じて、地域を支える担い手づくりを推進します。

1 ボランティア活動の推進

多様化する福祉ニーズに対応するボランティア活動を推進します。

(1) ボランティア活動への支援と活性化

- ア ボランティア連絡会の開催（年2回）
- イ サロングループ代表者会議の開催（年1回）
- ウ ボランティア活動視察研修事業への事業費助成（年1回）
- エ 保険料助成によるボランティア活動保険への加入促進
- オ ホームページやFacebook、広報紙等を介したボランティア活動の周知と募集

(2) 地域福祉活動に関するニーズの把握

行政、ボランティア、関係団体、介護保険事業所等からの情報収集の実施

(3) 新たなボランティア活動の開発

情報収集から得られた地域ニーズや社会情勢に則した新たな活動メニューの開発

(4) ボランティア活動に参加する人材の育成

- ア 運転ボランティアフォローアップ講座の開催（年1回、5名）
- イ 託児ボランティアフォローアップ講座の開催（年1回、38名）
- ウ 話し相手ボランティア養成講座の開催（年1回、10名養成）

2 関係団体等との連携・支援

関係団体等と連携した地域福祉活動を推進します。

(1) 地域で活動する関係団体等との連携強化

- ア 民生委員児童委員活動への活動支援（団体事務局の受任、事務補助）（町委託事業）
- イ いきいきクラブ活動への活動支援（団体事務局の受任、事務補助）
- ウ 手をつなぐ育成会活動への活動支援（事務補助）
- エ 戦没者遺族会活動への活動支援（団体事務局の受任、事務補助）

基本目標2「福祉サービスを利用しやすい環境づくり」

【基本施策4】福祉サービスの充実

生活支援サービスや権利擁護に関する事業の推進を通じて、福祉サービスの充実を図ります。

1 生活支援サービスの利用促進

高齢者や障がいのある人等を対象とした生活支援サービスの周知と事業への協力により、サービスの充実と利用促進に取り組みます。

生活支援コーディネート事業への協力

- ア 生活支援サービス（ちょいサボ等）の周知
- イ ケアラーズカフェ活動への協力（送迎、備品貸出等）

2 権利擁護に関する事業の推進

地域住民の権利が守られ、地域で安心して自立的な生活が送れるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業、各種貸付事業の利用促進に取り組みます。

（1）日常生活自立支援事業の利用促進

- ア 日常生活自立支援事業の実施（県社協委託事業）
- イ 生活支援員の確保

（2）成年後見制度の利用促進

- ア 3市1町（藤枝市・焼津市・島田市・川根本町）による利用促進事業の実施
- イ 3市1町による市民後見人養成事業への協力（第5期）
- ウ 法人後見事業の実施

（3）自立支援活動の推進

生活困窮者自立支援事業の実施（県委託事業）

（4）貸付事業の実施

- ア 生活福祉資金貸付事業（静岡県社協資金）の実施
- イ 小口資金貸付事業の実施
- ウ 高額療養費貸付事業の実施

【基本施策5】福祉サービスの利用促進

情報提供の充実や相談体制の充実などを通じて、福祉サービスの利用促進を図ります。

1 情報提供の充実

広報紙、パンフレットやチラシ、ホームページ等を活用し、必要な情報がすべての人にわかりやすく伝わる情報発信を推進します。

制度や福祉サービスに関する情報提供の充実

- ア よろず・行政相談所の開設広報チラシの配布（年6回／偶数月）
- イ 無料法律相談所の開設広報チラシの配布（年8回／開催月）
- ウ 福祉総合相談事業、日常生活自立支援事業、成年後見制度、生活福祉資金事業、生活困窮者自立相談支援事業の広報チラシの配布（年8回／無料法律相談所の開設広報チラシの裏面を利用）
- エ 広報媒体（広報紙、ホームページ、Facebook）等への情報掲載

オ 各関係機関や地域活動（サロン等）での広報

2 相談体制の充実

複雑化、多様化する住民の課題に対し、円滑な相談対応が行えるよう、民生委員・児童委員及び弁護士、行政との連携を強化した相談体制の整備を推進します。

(1) 相談体制の充実

- ア 社協職員による福祉総合相談所の開設（全営業日）
- イ 民生委員児童委員、行政相談員による相談所の開設（年12回）
- ウ 弁護士による無料法律相談所の開設（年8回）
- エ 地域に出向いた訪問相談活動の実施（年12回）

(2) 相談員の育成

民生委員児童委員を対象とした相談対応基礎講座の開催（年1回）

基本目標3「生活を支える基盤づくり」

【基本施策6】安心して暮らせる環境の整備

防災体制の確立や防犯活動の促進等を通じて、安心して暮らせる環境の整備を推進します。

1 防災体制の確立

災害に備えた防災活動の促進を通じて、地域において助け合える環境の整備を推進します。

防災体制の強化

- ア 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催（年1回 10名養成）
- イ 災害ボランティア本部立上げ運営訓練の実施（年1回）
- ウ 災害ボランティア本部運営資材の整備
- エ 行政、関係機関等との災害支援体制の強化（支援協定の締結等）
- オ 避難所開設に向けた体制の整備（資機材整備等）

2 防犯活動の促進

振り込め詐欺や消費者被害にあわないよう、警察、行政、保護司会などの関係機関等と連携し、防犯に関する啓発活動を推進します。

防犯活動の啓発

- ア 非行・薬物乱用防止に関する啓発活動への協力（街頭運動への参加、SNS、広報紙を介した情報提供、ポスター掲示等）
- イ 振込詐欺や消費者被害防止に関する啓発活動への協力（SNS、広報紙を介した情報提供、ポスター掲示等）

【基本施策7】生活しやすい環境の整備

高齢者や障がいのある人等への理解の普及や外出・移動手段の確保等を通じて、だれもが生活しやすい環境の整備を推進します。

1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

高齢者や障がいのある人等への偏見や差別をなくし、お互いに理解・尊重し、助け合う地域づくりを推進します。

合理的配慮の理解と促進

高齢者、障がいのある人等に対する合理的配慮をテーマとした研修会の開催（年1回）

2 外出・移動支援の確保

高齢者や障がいのある人等に対する外出・移動手段を確保し、生活しやすい環境の整備を推進します。

外出・移動手段の確保

ア 車いす対応車両の無料貸出事業（外出支援サービス）の実施

イ 運転の困難な家族等に代わり、車いす対応車両の運転を行うボランティアの確保

※基本施策3-1(4)アと同じ

基本目標4「福祉サービスの充実」

【基本施策8】介護保険サービスの充実

介護保険サービスの提供を継続し、地域住民に信頼される事業者として、利用される皆様（要支援者、要介護者）と、そのご家族の福祉向上に取り組みます。

1 サービスの質の向上

利用されている皆様の利用満足度の向上に取り組みます。

(1) 介護職員のスキルアップ

ア 介護現場における職位、職責、職務内容を相互に理解した職員体制の構築を目的としたキャリアパスの作成と施行

イ 資質向上と資格取得に向けた研修計画に沿った研修機会の提供と技術指導の実施

ウ 処遇改善加算取得による介護職員の処遇改善の実施

エ 利用されている皆様に関する情報共有と統一したサービス提供を行うための課内会議の実施

(2) 満足度調査の実施

利用されている皆様と、そのご家族を対象とした、提供サービスに関する満足度調査の実施（年1回）

(3) 給食サービスの充実と安全性の向上

給食内容の充実や業務の改善、衛生管理の徹底等、提供サービスの向上と安全性を保つための担当者会議の開催（年12回）

2 安心安全な環境の確保

利用されている皆様、従事する職員にとって安心安全な環境整備に取り組みます。

(1) 感染予防対策の実施 ※通所事業所に共通する事項

ア 入館時における検温、手指消毒の実施、手洗い・うがいの実施、マスク着用の徹底

イ 感染症予防対策に関する検討会の実施（年12回）

ウ 利用されている皆様に向けた事業所広報紙による感染症への注意喚起の実施（年12回）

エ 通所事業所における面会制限の実施

オ 利用されている皆様、そのご家族、職員に対する不要不急の旅行、県外在住者との面会
自粛の要請

(2) 活動スペースの安全性の維持 ※通所事業所に共通する事項

事事故案、ヒヤリハット事案の文書化と課内会議での再発防止に向けた検討会の実施

(3) 交通安全、安全運転の推進 ※通所事業所に共通する事項

ア 公私にわたる交通安全と安全運転意識の向上を目的とした、全職員対象の安全運転高講習会の実施（年1回）

イ 安全運転教育を目的とした、送迎車両運転者対象のドライバーズカンファレンスの実施（年2回）

3 介護保険事業の適正な運営

適正な事業運営を維持するため、相互の内部チェックに取り組みます。

(1) 職員間による業務確認

ア 事業グループに所属する管理者らを構成員としたグループ内会議の実施（年12回）

イ 各事業所利用実績、実施行事、利用料収入、介護報酬収入等の月次報告の作成と合議（年12回）

(2) 法令の順守 ※法人内に共通する事項

サービス提供事業者として守るべきルールの周知と徹底を促すことを目的とした、全職員対象の研修会の実施（年1回）

【基本施策9】障がい福祉サービスの充実

障がい福祉サービスの提供を継続し、地域住民に信頼される事業者として、利用されている皆様（障がい者）の福祉向上に取り組みます。

1 サービスの質の向上

利用されている皆様の利用満足度の向上に取り組みます。

支援職員のスキルアップ

ア 支援現場における職位、職責、職務内容を相互に理解した職員体制の構築を目的としたキャリアパスの作成と施行

イ 資質向上と資格取得に向けた研修計画に沿った研修機会の提供と技術指導の実施

ウ 処遇改善加算取得による支援職員の処遇改善の実施

エ 利用されている皆様に関する情報共有と統一した支援指導を行うための課内会議の実施（年12回）

2 安心安全な環境の確保

利用されている皆様、従事する職員にとって安心安全な環境整備に取り組みます。

※【基本施策8】（前記）に同じ。

3 就労継続支援B型事業の適正な運営

適正な事業運営を維持するため、相互の内部チェックに取り組みます。

職員間による業務確認

ア 事業所職員を構成員とした課内会議の実施（年12回）

イ 事業所利用実績、実施行事、訓練給付費等収入等の月次報告の作成と合議（年12回）

4 就労継続支援B型事業所の安定

事業運営の安定のために、利用したくなる事業所づくりに取り組みます。

(1) 作業の確保

- ア 下請事業の確保（行政、企業等への営業活動の実施）
- イ 自主事業の維持（自主製品の製作と販売機会の創出）
- ウ 資源回収事業の継続（アルミ缶回収等）

(2) イベント行事の開催と参加

- ア 町外での社会体験学習事業の実施（年1回）
- イ 手をつなぐ育成会との1泊合同研修旅行の実施（年1回）
- ウ 季節行事の開催（年2回）
- エ ふれあいレクリエーション大会への参加（年1回）
- オ おじさんキッチン（調理実習）への参加（年2回）
- カ 民生委員児童委員との交流事業への参加（年1回）

(3) 行政、関係機関との情報供給

利用されている皆様に関する情報の共有と支援方法の協議を目的とした行政、関係機関との担当者会議の開催（年12回）

5 地域住民に向けた障がい者への理解促進

障がいに対して理解ある地域づくりのために、障がい者活動に関する広報に取り組みます。

(1) 地域イベント等への参加

- ア 川根本町産業文化祭、奥大井ふるさと祭り、地区行事への出店（物品販売）
- イ 福祉施設等での銭太鼓演奏の実施（年3回）
- ウ 地域防災訓練への参加（年2回×2か所）
- エ 区長連絡会での協力依頼（年1回）

(2) 広報活動の実施

- ア みどりの丘・みどりの丘えまつ事業所案内パンフレットの作成
- イ みどりの丘・みどりの丘えまつ事業所広報紙の発行（年3回）
- ウ 法人 Facebook ページへの活動記事の掲載（年12回）

【基本施策10】介護予防サービスの充実

介護予防サービスの提供を継続し、地域住民に信頼される事業者として、利用される皆様（地域高齢者、要支援者）の福祉向上に取り組みます。

1 サービスの質の向上

利用されている皆様の利用満足度の向上に取り組みます。

活動援助職員のスキルアップ

- ア 資質向上のための研修機会の提供
- イ 利用される皆様に関する情報共有と統一した活動援助を行うための課内会議の実施（年6回）

2 安心安全な環境の確保

利用される皆様、従事する職員にとって安心安全な環境整備に取り組みます。

※【基本施策8】(前記)に同じ。

3 生きがい対応型デイサービスセンター(通所A事業含む)の適正な運営

適正な事業運営を維持するため、相互の内部チェックに取り組みます。

職員間による業務確認

- ア 事業所職員を構成員とした課内会議の実施(年4回)
- イ 事業所利用実績、実施行事、介護報酬収入等の月次報告の作成と合議(年12回)

4 生きがい対応型デイサービスセンターの安定

事業運営の安定のために、利用したくなる事業所づくりに取り組みます。

(1) 活動の充実

- ア 介護予防活動の実施(転倒予防体操、認知症予防活動、口腔指導、栄養指導等)
- イ 趣味活動の実施(クラフト作業、書道、手芸、絵画等)
- ウ 教養講座の実施(年2回)
- エ 軽スポーツ活動の実施(スカットボール、輪投げ、ノルディックウォーク等)

(2) イベント行事の開催

- ア 外出レクリエーション事業の実施(年3回)
- イ 季節行事の開催(年2回)
- ウ 誕生日会の実施(年12回)

(3) 行政、関係機関との情報供給

利用されている皆様に関する情報の共有と支援方法の協議を目的とした行政との担当者会議の開催(年1回)

5 地域住民に向けた介護予防事業への理解促進

生きがい対応型デイサービスセンターでの介護予防活動に関する広報に取り組みます。

広報活動の実施

- ア 公共施設(役場本庁舎、文化会館)での作品展示会の実施(年2回)
- イ 法人Facebookページへの活動記事の掲載(年12回)

基本目標5「基盤保持と基盤強化への取り組み」

1 社協事業の基盤保持

(1) 自主財源の確保

社協事業の充実を図るため、会費や善意銀行寄付金等への理解促進、補助・助成事業の活用、自主運営事業に努め、自主財源の確保に取り組みます。

- ア 社協会費等への協力依頼
- イ 赤い羽根共同募金運動への協力
- ウ 補助事業、助成事業の活用
- エ 介護保険事業の運営
- オ 就労継続支援事業の運営

(2) 拠点施設の管理・運営

法人運営と安定した福祉サービスの提供が行えるよう、施設保全に取り組みます。

- ア 指定管理施設（川根本町福祉センター、中川根高齢者デイサービスセンター、生きがい対応型デイサービスセンター、障がい福祉サービスセンター）の管理運営
- イ 地域福祉センター（川根本町福祉センター）、老人福祉センター（憩の家いずみ）を拠点とした福祉活動の推進

(3) 運営の適正化

社協の適正な運営と経営を図るため、法令等に則り、関係会議を開催します。

- ア 理事会（執行機関）の開催（開催予定月 6月、9月、1月、3月）
- イ 監査会（監査機関）の開催（開催予定月 5月、12月）
- ウ 評議員会（議決機関）の開催（開催予定月 6月、9月、1月、3月）
- エ 評議員選定委員会の開催（欠員があった場合のみ）

2 社協事業の基盤強化

(1) 町、社協の連携基盤の整備と強化

社協事業の充実と課題解決に向けて、町と社協が連携した体制整備に取り組みます。

- ア 町と社協の協働による第4次川根本町地域福祉計画、第4次川根本町地域福祉活動計画の策定
- イ 町と社協との情報共有と課題協議を目的とした、担当者会議の開催（年12回）

(2) 地域福祉の担い手やボランティア団体との連携強化

ボランティア団体や自治会や民生委員児童委員等、地域について詳しい団体や組織との連携協働の強化を進めます。

- ア 赤い羽根共同募金助成事業の実施
- イ 歳末たすけあい募金助成事業の実施

(3) 地域貢献を行う企業・団体との連携強化

地域貢献を行う企業・団体との連携・協働の強化を進めます。

